

仕 様 書

1 件名

「知って守って下請法」ガイドブックの印刷業務（増刷）について（中小企業庁と共同調達）

2 印刷仕様

- (1) 頁 数：A4判、両面印刷、印刷頁数28頁（表紙、裏表紙含む）
- (2) 部 数：8680部（公正取引委員会1700部、中小企業庁6980部）
- (3) 色 数：4C／4C
- (4) 用 紙：再生マットコート紙、菊判、76.5kg
- (5) 製本方法：中綴じ 二つ折り
- (6) 入稿形態：CD-R（PDFデータ）
- (7) 校 正：2回

※ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合するものであること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

3 納入期限等

- (1) 納入期限
令和4年10月21日（金）
- (2) 納入物
前記2の印刷物
荷姿は印刷物200枚を1包装とすること
なお、200枚に満たない場合は、当該部数を1包装とすること
- (3) 納入場所
上記(2)の印刷物……別紙のとおり（公正取引委員会1か所、中小企業庁10か所）

4 受注者の責務

- (1) 受注者は、前記2の仕様に従い、原則として企業取引課から渡す資料を基に、ガイドブックの印刷を行うこととし、企業取引課は、これを監修するものとする。したがって、受注者は作成したデザイン案等について、企業取引課が必要な修正を求めることを了承すること。
その他、必要に応じて企業取引課が受注者に協議を求めることを了承すること。
- (2) 本件データ作成を円滑に行うため、受注者は窓口担当者を置くとともに、企業取引課と常時連絡が取れる体制をとること。
- (3) 受注者は、企業取引課が不定期に開催する打合せ会等に参加すること。
- (4) 電子入稿に対応できるメールアドレスの設置等の環境を整えること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、企業取引課と協議して決定すること。
- (6) 一切の諸経費については、受注者において負担すること。

5 著作権等

- (1) 発注者が引渡しを受けた契約の目的物の著作権は、公正取引委員会に帰属する。

- (2) 公正取引委員会は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項各号に該当しない場合においても、その使用のために、本業務により作成される物件を改変し、また、任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、公正取引委員会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）の権利を行使することができない。
- (4) 受注者は、本契約のために第三者が創作した著作物を使用する場合は、当該第三者が第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）に定める著作権及び著作権人格権を公正取引委員会及び公正取引委員会が指定する者に対し、将来にわたり行使しないように措置を講じるとともに、講じた措置の内容を証する書面を成果物の引渡し前に企業取引課に提出するものとする。
- (5) 受注者は、公正取引委員会の書面による事前の承認を得た場合に限り、公正取引委員会の認める範囲内で成果物を利用することができるものとする。
- (6) 本件成果物に対し、公正取引委員会又は受注者が第三者との間で著作権等の知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら公正取引委員会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、公正取引委員会及び受注者は当該紛争等の事実を知った時は、速やかに相手方に書面により通知するものとする。

6 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用を行わないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者の責めに帰す情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- (3) 前記(1)及び(2)については、前記3の納入期限後においても同様とする。

7 再委託の制限

- (1) 受注者は、この契約の履行の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、この契約の履行の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性及び契約金額について記載した書面により公正取引委員会に申請し、承諾を得なければならない。

8 その他

- (1) 本件は、公正取引委員会と中小企業庁が共同で一括調達するものであるため、①全体分、②公正取引委員会納入分、③中小企業庁納入分のそれぞれにおいて、見積書及び請求書を作成する（①及び②の宛名は公正取引委員会事務総局、③の宛名は中小企業庁とする。）。
なお、①から③のいずれも同一単価を適用する。
- (2) 本業務終了後、入稿時に提供したCD-Rを速やかに返却する。
- (3) 公示期間中、「知って守って下請法」ガイドブックの現物を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば、来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

9 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和4年8月12日（金）正午

イ 提出場所

Email : open-counter@jftc.go.jp

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX : 03-3581-2951

ウ 提出方法

電子メール（電子メールによる提出が困難な場合に限り、持参、郵送及びFAXを認める。）

エ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示、社印・代表者印の省略可）

(イ) 令和04・05・06年度における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

オ 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(2) 見積書の提出をもって別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

10 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話 : 03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 : 03-3581-3375

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

令和4年度 納入先一覧(ガイドブック)

公正取引委員会

使用部署	ガイドブック	納入先
	知って守って下請法	
司法研修所事務局 企画第二課企画係	1,700	〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8 TEL:048-460-2000
計	1,700	

中小企業庁

使用部署	ガイドブック	納入先
	知って守って下請法	
中小企業庁 事業環境部 取引課	800	〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館4階439号室 TEL: 03-3501-1732
北海道経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	300	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎6階 TEL: 011-700-2251
東北経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	300	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL: 022-217-0411
関東経済産業局 産業部 適正取引推進課	2,400	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0325
中部経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	1,000	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2860
近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室	700	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL: 06-6966-6037
中国経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	130	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 TEL: 082-224-5745
四国経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	400	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館7階 TEL: 087-811-8564
九州経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	850	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5450
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	100	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL: 098-866-1755
計	6,980	